

## 54

## 国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及びその地下を律する原則宣言(深海底原則宣言)

採 択 一九七〇年二月十七日  
 国際連合総会第二五回会期決議二七四九  
 (XXX)

総会は、

本件議題に該当する区域に関する一九六七年一月一八日の総会決議二四〇(XXXI)、一九六八年一月二二日の同決議二四六七(XXXII)及び一九六九年一月二五日の同決議二五七四(XXXV)を想起し、

明確な限界はまだ決められていないけれども、国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及びその下の区域が存在していることを確認し、

公海に関する現行法制度が上記の区域の探査及びその資源の開発を規制するための十分な規則を備えていないことを承認し、

この区域はもっぱら平和的目的のために保留されるべきであり、かつ、この区域の探査及びその資源の開発は人類全体の利益のために実施されるべきであることを確信し、

この区域とその資源に適用される国際制度(適当な国際機関を含む)が、できるだけ速やかに設立されることが不可欠であると信じ、

この区域及びその資源の開発及び利用は、世界経済の健全な発展と国際通商の均衡ある成長を育成するとともに、海底活動から生ずる原材料の価格変動によってもたらされる経済的悪影響を最小限に止めるような方法で、行われなければならないことに留意し、

厳肅に次のとおり宣言する。

一(人類の共同の財産)国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及びその下並びにこの区域の資源は、人類の共同の財産である。

二(領有の禁止)この区域は、いかなる手段によつても、国又は個人(自然人であるか法人であるかを問わない)による取得の対象とはならず、また、いずれの国もこの区域のいずれの部分に対しても、主権又は主権的権利を主張し又は行使してはならない。

三(区域又は資源に対する権利)いずれの国又は個人(自然人であるか法人であるかを問わない)も、将来設立される国際制度及びこの宣言の原則に反して、この区域又はその資源について権利を主張し、行使し又は取得してはならない。

四(国際制度による規制)この区域の資源の探査及び開発に関するあらゆる活動並びにその他の関連する活動は、将来設立される国際制度によって規制される。

五(平和的利用)この区域は、将来設立される国際制度に従つて、沿岸国であると内陸国であるかを問わず、差別なく、すべての国によるもっぱら平和的目的の利用のために開放される。

六(国際法に従う行動)国は、この区域において、国際的平和及び安全を維持し国際協力と相互理解を促進するために、国際連合憲章及び一九七〇年一月二四日に総会が採択した「国際連合憲章に従つた国家間の友好関係及び協力についての国際法の原則に関する宣言」を含む、国際法の適用できる原則及び規則に従つて行動しなければならない。

七(人類全体のための実施)この区域の探査及びその資源の開発は、内陸国である沿岸国であるかを問わず、国の地理的位置にかかわらず、人類全体の利益のために、かつ、開発途上国の利益と必要を特に考慮して、実施されなければならない。

八(軍事的利用の禁止)この区域は、もっぱら平和的目的のために保留される。ただし、軍縮の分野で行わ

れる国際交渉に関連して既に合意されたか又は今後合意される措置であつて、一層広い区域に適用されるものに影響を及ぼすものではない。この原則を効果的に実施し、かつ、この区域から軍備競争を排除するための一歩とするために、一又はそれ以上の国際協定ができるだけ速やかに締結されなければならない。

九(国際制度の普遍性、利益の衡平な分配)この宣言の原則に基づいて、この区域とその資源に適用される国際制度が、あまねく合意されるための適当な国際機関を含む)が、あまねく合意される普遍的な性格の国際条約によつて設立されるものとする。この制度は、特に、この区域とその資源の秩序ある安全な開発と合理的な管理及びそこを利用する機会を増大について規定し、更に、内陸国である沿岸国であるかを問わず、開発途上国の利益と必要を特に考慮に入れた上で、そこから得られる利益を諸国に衡平に分配することを保障するものでなければならない。

一〇(科学的調査のための国際協力)国は、次の方法により、もっぱら平和的目的での科学的調査について国際協力を促進する。

(a) 国際的計画への参加及び各国研究者による科学的調査への協力の奨励

(b) 調査計画の効果的な公表と国際的経路を通ずる調査結果の伝達

(c) 開発途上国の調査能力を強化するための措置(調査計画への開発途上国民の参加を含む)への協力

これらの活動は、この区域又はその資源のいずれかの部分について権利を主張するための法的根拠とならない。

一(海洋環境の保護と保全)この区域での活動に関し、かつ、将来設立される国際制度に従つて行動するに当たり、国は、特に、次の目的のために適当な措置を講じ、かつ、これらの目的のための国際的な規則

を講じ、かつ、これらの目的のために適当な措置を講じ、かつ、これらの目的のために適当な措置を講じ、

これらの目的のために適当な措置を講じ、かつ、これらの目的のために適当な措置を講じ、

基準及び手続の採択と実施について協力する。

(a) 沿岸を含む海洋環境への汚染、汚濁及びその他の危害の防止並びに海洋環境の生態学的均衡への干渉の防止

(b) この区域の天然資源の保護及び保存並びに海洋環境の植物群及び動物群に対する危害の防止

二(他国の権利と利益に対する考慮)国は、この区域での自国の活動(その資源に対する活動を含む)において、上記の活動が行われている地域にある沿岸国及び上記の活動によって影響を受けるおそれがあるすべての他の国の権利及び正当な利益に対して妥当な考慮を払わなければならない。これらの権利及び利益の侵害を避けるために、この区域の探査及びその資源の開発に関連する活動について、当該沿岸国との間に協議が持続されなければならない。

三(上部水域と上空の法的地位、汚染防止に関する沿岸国の権利)この宣言のいずれの規定も、次のことに影響を与えるものではない。

(a) この区域の上部水域の法的地位又はこの水域の上空の法的地位

(b) この区域で行われた活動の結果生ずる汚染若しくは汚染の脅威又は当該活動に起因するその他の危険な事態が自国の沿岸又は関連する利益に重大かつ緊急な危険を及ぼす場合に、将来設立される国際制度に従って、この危険を防止し、軽減し若しくは除去するために措置を講ずる沿岸国の権利

四(国家と国際機関の責任)いずれの国も、政府機関によって行われると、その国の管轄権下にあるか又はその国を代理して行動する非政府団体若しくは個人によって行われるとを問わず、この区域での活動(その資源に関する活動を含む)が、将来設立される国際制度に従って実施されることを確保する責任を負うものとする。国際機関により又は国際機関に代って実施される活動については、当該国際機関及びその構成員が上記と同じ責任を負う。これらの活

動に起因する損害は、賠償責任を伴う。

一五(紛争解決)この区域における活動及びその資源に関するすべての紛争の当事国は、国際連合憲章第三三条に定められた手段及び将来設立される国際制度の中で合意される紛争解決手続によって、当該紛争を解決しなければならない。